

江戸積み酒造家・小西家と出店の創設期

—付記「酒造手引草」の記録者・筒井又右衛門について—

石川 道子

はじめに

- 一 酒造家小西本家の創業期
 - 二 廻船問屋としての小西家の出発
 - 三 小西江戸出店
- 付記「酒造手引草」の撰者・筒井又右衛門について
おわりに

はじめに

近世の在郷町伊丹を代表する産業であり、また郷町の経済基盤を支えてきた酒造業について、現在も操業が続けられている小西家のご好意で「小西新右衛門氏文書」の調査が進められ、近世分の史料集『伊丹酒造家史料』(伊丹資料叢書8)ならびに目録『小西新右衛門氏文書目録』が完成し、¹⁾現在近代史料の整理中である。同家の史料はかつて『伊丹市史』の編纂にあたり、酒造および町政、文化史といった多岐にわたる分野から調査されているが、当時利用されずに残

されていた史料や、その後あらたに発見された史料も多数にのぼる。このような史料も含めての今回の調査であったが、史料集・目録の一応の完成をみたとはいえず、酒造技術や経営の詳細など、本格的な内容の調査には及んでいないものも多く、調査すべき史料がなお数多く残されているのが実状である。そのような史料を考察する一歩として、このたび同家の享保期(一七一六〜一七三六)の「酒永代覚帳」を分析し、伊丹の酒造技術史の解明を進めようという、森太郎氏・鎌谷親善氏の強いご希望がいよいよ実現する運びとなった。そこで私には「酒永代覚帳」ならびに安永九年(一七八〇)に著された「酒造手引草」の解読作業と、小西家の紹介および「酒造手引草」の撰者筒井又右衛門の探索という仕事が与えられた。

近世の伊丹酒造業および小西家の酒造経営については、すでに柚木学氏によって『伊丹市史』や「近世伊丹酒造業の発展と小西家」²⁾等において詳述されている。また上方酒造について書かれた著書も多い。近世の上方酒造業、およびそのなかにおける伊丹酒造業についてはこれらの文献を参照していただき、ここでは、詳細が明らか

にされていない小西家の創業期から、このたび翻刻した「酒永代覚帳」の時期を中心として、その後の小西家の発展につながる地歩がかためられた過程を模索し、併せて安永九年（一七八〇）、伊丹の酒造業について記された「酒造手引草」の撰者である筒井又右衛門について、不十分ではあるが紹介したい。

ところで、小西家に伝わる「酒永代覚帳」は、本書に紹介する享保二年（一七一七）から（内容は元禄二年一六八九からの写しを含む）同七年（一七二二）までの帳面のほかに、明治十二年（一八七九）まで、年々の酒造仕込法ならびに酒造高に併せて天候、酒造米購入先・値段、その他諸々の小西家の酒造について、欠年があるものの、計四冊の横半帳に書き継がれた膨大な史料である。文化・文政期以降伊丹で最大手の酒造家に成長した小西家であるが、酒造の創業期は薬屋を称し、その屋号が示すように、「大宝丸」という和漢薬の製造と平行して酒造を行っていた。のち大宝丸の薬種株は向出店といわれる分家に譲渡されている。

小西家の経営は、伊丹小西本家において酒造家を営む一方、手酒を江戸へ送る輸送部門として廻船問屋を大坂に設け、江戸茅場町には販売機関として江戸出店を設置した。このような酒造から運送、販売という一貫した経営を伊丹本家で取り仕切るという体系が一七世紀末期に形成されたと考えられる。そして各部門において相互に補完、拡張されながら一八世紀後半以降、小西家は飛躍的な発展を遂げたといえるであろう。

なお、小西家の呼称については、初期の史料では「薬屋」が多い。本書で取り扱う「酒永代覚帳」も薬屋新右衛門となっている。なか

には延宝七年（一六七九）の「大福帳」で「小西」姓を使っていることもあるが、一般的に当家の呼称が小西（屋）になったのは享保期と思われる。しかしこの時期は「薬屋」・「筒井」・「小西」と三通りの屋号が使われ、これより以降は「筒井」・「小西」となり、「薬屋」を名乗ることはなくなっている。さらに、文政十二年（一八二九）三月には、領主近衛家から復姓免許状が与えられ、以後もっぱら「小西」姓となった。^③

以下に、一章で創業当時の小西伊丹本家の酒造株および分家の創設過程、二章で伝法・安治川における廻船業への進出と、廻船加入による造船形態、三章では従来いわれていたよりも早い時期に置かれたと考えられる江戸店の創設と、その性格について考察したい。

なお、使用する史料でとくに断りのないものは、小西新右衛門氏文書によるもので、同文書は『小西新右衛門氏文書目録』に収録されている。

一 酒造家小西本家の創業期

1 薬種業と酒造業

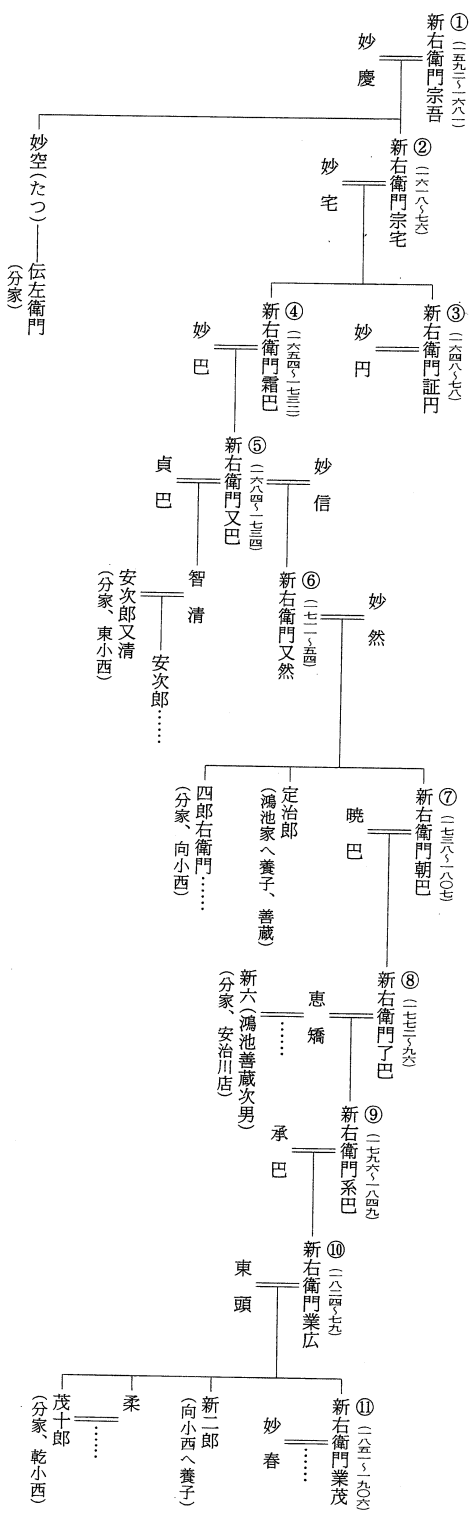
小西家の酒造業の創業期はつまびらかではないが、新右衛門宗吾（一五九二～一六八二）に始まると伝えられている。

大坂の書店で出版された、「…古今名だかき人物或るは所々合戦珍事其外所持万物のはじめすべて其時代をしるし…」という『和漢二

千年袖鏡¹に、小西新右衛門の店が取り上げられ、「天正廿年（一五九二）伊丹名酒 小西新右衛門造 二百七十一年 筒井氏出所伊丹北ノ口村」とあり、店先に白雪の四斗樽が積まれている風景が描かれている。真偽はともかく本書の凡例によれば、二百七十一年は天正二十年としている小西家創立から本書の出版年までの年数とある。近世の伊丹郷に北ノ口村はないが北之口町があり、伊丹郷のうちの北部である。しかし、北ノ口町と小西家を直接結び付ける史料は現存せず、史料にあらわれる小西家は伊丹郷の中央部の魚屋町の店舗である。ここに描かれた店舗も魚屋町のものであろう。

創業当時は薬屋という屋号が示すように、薬種業と酒造の兼業で

小西家系図



あった。薬種業は家業として代々続けられたが、天明四年（一七八四）、後に述べる向出店小西四郎右衛門に業種株を譲っている。また手酒の江戸送りはすでに初代新右衛門宗吾の存生中に始まっていることが、寛文三年（一六六三）の勘定書等⁶によって確かめられるが、これは後述の江戸出店の項に譲りたい。

新右衛門宗吾は存命中に家督を二代新右衛門宗宅に譲っているが、宗宅は延宝四年（一六七六）に死去した。それにともない孫太郎兵衛が三代新右衛門（證円）として当主の座に就いたが、同六年に急逝したため、新右衛門證円の弟四郎右衛門が四代新右衛門（霜巴）を継いでいる。以後新右衛門霜巴は初代新右衛門宗吾の死亡をはさんで、享保十七年（一七三二）に没するまで五〇余年、手酒の販売のための江戸出店

輸送のための廻船問屋を伝法・安治川に創設し、その後の小西家の発展の基盤を確立させている。またこの時期から、小西新右衛門氏文書として現在伝えられている「酒永代覚帳」をはじめ、諸金銀勘定帳、永代進物帳等、以後継続的に記録されている帳面類が作られ始めたと思われ、小西家の経営の整理充実が図られたときであった。

2 初期の酒造石高

初代新右衛門宗吾が酒造を始めたころの経営規模は不明であるが、延宝四年(一六七六)の二代新右衛門宗宅の遺言状⁷には、酒造株一四二〇石一斗六升という具体的な石数が認められている。

譲り状には、酒株一四二〇石一斗六升のうち、八〇〇石を太郎兵衛(三代新右衛門證円)へ、六二〇石一斗六升は四郎右衛門(四代新右衛門霜巴)へ譲るとされている。しかしすでに述べたように三代新右衛門證円は二年後に没し、八〇〇石の酒株は、ふたたび四郎右衛門が譲り受けている。

この譲り状から推察できるように、これより以前から小西家がすでに千石以上の酒造株を所持していたことが、寛文十一年(一六七二)の「当亥年寒造酒米員数書附指上ケ申寛⁸」によっても確かめられる。

この史料によると、薬屋を称する二人の酒造家の寛文十年の酒造米高は、薬屋新右衛門の三五石四升、薬屋伝左衛門の三一〇石六斗八升である。しかしこの年は、寛文六年(一六六六)に行なわれた酒株改め高の四分一造りが発令されているので、本来の請高はこの四倍ということになる。そして同十一年には八分一造り令のもとで、新右衛門一七七石五斗二升、伝左衛門一五〇石三斗四升の酒造が行

なわれている。すなわち寛文六年改高では、新右衛門が一四四〇石余、伝左衛門が一四四〇石余の株高であったことがわかる。さらに、正徳五年(一七一五)の「酒株之寄帳¹⁰」の「古株」高によって寛文六年改高が、新右衛門一四二〇石一斗六升、伝左衛門一二四二石七斗六升九合六勺であったことが確認できる。

第一次の株改めが行なわれた寛文六年の伊丹の酒造状況は、伊丹郷全体で酒造家三六人、株数四八株(原則として酒造蔵一蔵につき株札一枚)、酒造米高およそ八万石である。このうちの二五・四パーセントを占める二万石余(株数二二)の株高を所持しているのが、油屋勘四郎をはじめとする六人の油屋系の酒造家である。次に丸屋系(六人、株数六・一五パーセント)、升屋系(五人、株数六、一三・五パーセント)、豊島屋系(三人、株数四、一三・五パーセント)などの有力な酒造家がつづき、小西(薬屋系)は二人で三・三パーセントを有し、酒株数二、酒造米高二六六二石余で、八番目の所持高である。¹¹

3 分家伝左衛門

新右衛門とともに薬屋を称している伝左衛門は、初代新右衛門の外孫で、分家した家である。分家するにあたり酒造株を分与されたと思われるが、分家の時期についてはあきらかでない。しかし、前述の延宝四年(一六七六)に記された本家新右衛門宗吾の譲り状の酒造株高がすでに一四二〇石余であるので、それ以前に分家しており、また寛文六年(一六六六)正月、伝左衛門が新右衛門の屋敷の一部を借り地するにあたって境界などを取り決めた証文が残っていることから、このころ分家したものと考えられる。

延宝九年(一六八一)の勘定目録に、「一、老貫目、伝左衛門よりかり、但宗吾ゆつり」とあり、また天和三年(一六八三)の同目録の出銀費目のなかに「老貫目、伝左衛門へ宗吾譲り銀」等の記載もみえる。延宝九年(天和元年、九月改元)は新右衛門宗吾の没年である。

伊丹郷では、元和・寛永期(一六一五―一六四四)という早い時期に銀札(私札)が発行され、その後いったん回収されたが、寛文十三年(一六七三)にふたたび二七人のものに発行許可が出ており、伝左衛門もそのひとりとなっている。

さらに伝左衛門は、小西家の江戸下り酒問屋の祖と伝えられる人物で、確かに小西家初期の江戸積みに関与していると思われる史料が残っており、元禄期の酒問屋にも名前を連ねているが、江戸へ進出した当初、どのようなかたちで本家とつながっていたのかは詳らかではなく、本稿ではこの点も考察したい。

4 元禄期の酒造株

寛文六年(一六六六)以降の酒造請高については、元禄十年(一六九七)、これまで冥加金がかからなかった酒造株に五割という高率の酒運上がかかることとなったときの状況がわかる。このとき伊丹郷では古株高の八分一の請高をもって郷全体で九九六八石九斗四升七合に対してのみ運上金¹⁾が上納された。

非常に低い請石高であるが、これについては領主近衛家の力に頼んだ模様であり、次のような書状が残されている。差出人の平野屋八郎右衛門についてはわからないが、新右衛門にあてた書状の内容

はこのときの状況を暗示する示唆にとんだものである。

(前略)先以新酒之儀、少々之請米ニ而七八千石或ハ壹万石迄も御造り可被成候まゝ之様ニも成可申候、併役人中へひたすら御頼候がよく候、何事も役人之了簡次第、其内世間体よき様ニ仕候様ニと御内意被仰候、拙者奉存候ハ、新酒之義ハ先四拾軒之酒屋ハ三千石か式千五百石程御請被成、惣中ニ壹万石斗割符候而御造り可然候、それも役人中へとくと被仰合候ハてハ如何ニ存候、造り高之帳も道具渡シ方帳も被仰付候へとも、何とぞ致様之可有事ニ存候、或ハ壹人前ニ四拾石ノ請米ニ而候へハ、百石斗りの道具ノ積り相渡候、如此ニ無御座候而ハ新酒ハ出来兼申候と、内記様・求様(近衛家役人：筆者注)へ内証申積りにて候、其外ニも役人衆了簡被致候様ニ私申方御座候、根ハ御用捨心多ク候へとも御公儀体ヲ思召候故、すくニ運上なしニハ埒明不申候、下ノ治り様と役人之心ニ而いか様にも可成事ニ御座候、併新酒から寒酒迄酒はかりにて壹万石か壹万四五千程ハ是非御運上可被召上様子ニ御座候、たとひ式万三万或ハ四万造り候とも、それハ酒屋と役人之了簡、御所様へハ右之通ニ御座候、其心を以諸事内証能御治御尤ニ候、百貫や弐百貫ニ而ハ中々埒明不申候、たとひ千貫にても仕切ルと申事ハ御かてん不被成候、何事も公儀御作法ニして、其内ノ御用捨之様ニ相聞へ申候(中略)先御両所へハとくと之こませ置申候、此状ひろくニハ御無用ニ存候、おんみつニ被成可被下候、役人中へもしれ不申候様ニ奉願上候、爰元にてもしのひくニやしきへ参候、以上¹⁵⁾

平野屋八郎右衛門の書状によると、このたびの運上金については、

早くいえばどのようなにもなるというものである。領主近衛家へは、たとえば一軒につき請石高四〇石であっても一〇〇石造れるだけの道具を備え、全体で一萬石か一萬四五〇〇石の申告高をもって、それに相当する運上を納めたうえで、内実は三萬、四萬石の酒造をするべきである、と申し上げる積りであること。近衛家が問題としているのは公儀へ対しての体面だけであるので、あくまでも公儀の運上金政策に添った体裁だけは整えなければならぬ。その上で最小限の運上金をもって申告高にとらわれない酒造を行なうことは、近衛家と酒造家の内意によってむづかしいことではない、というものである。

近衛家にしても酒造家の利益で潤っているので、造石高の減少を避けたいのは当然といえる。

そして、伊丹郷ではこの平野屋の書状に示されたような結果を得ている。すなわち、元禄十年の請高はおよそ一萬六三〇〇石、そのうち控除高を除いた九九六八石九斗四升七合に対してのみ運上金を上納している。

このときの新右衛門の請高は「元禄十年丑冬御運上銀上納銘々御請米帳」に次のように記されている。

白米三百拾五石壹升三合七勺七才

新右衛門

白米百廿六石五合五勺壹才

出見せ新右衛門

酒造株は、減釀令が出された時には酒造株(請石高)が機能し、それによって生産が制限されるが、通常年は株高によらず酒造が行なわれたため、伊丹では、かつて四萬石の請高をもって一〇萬石以上を生産していた時期もあり、その後も例年六萬石ほどの酒造が行なわ

れている。元禄期の酒運上についても、一萬六三〇〇石の請高のうち、九九六八石九斗四升七合についてのみ運上金を納め、内々は六萬石の酒造高であった。さらに同十二年には、元禄十年造り高の五分一造り令が出されたが、このときは九九六八石余の五分一のおよそ二〇〇〇石についてのみ運上金を納め、やはり六萬石の酒造が行なわれていたことがのちの史料にいわれている。

5 正徳期の酒造株

元禄十年(二六九七)から宝永六年(二七〇九)まで続いた酒運上は、伊丹郷では実際の酒造高に対して、請高一萬六三〇〇石分のわずかな運上金の納めにとどまったが、正徳五年(二七一五)、元禄十年造り高の三分一造りが発令された。そして、この減釀令に際して、ふたたび一定の酒造高を確保するための調整がなされた。その結果、六萬石の株高が認められ、伊丹郷ではその三分一である二萬石の酒造を行なう旨の請書「酒株之寄帳」が提出されている。

この請書に酒造家六九人が連署しており、連名者のなかに薬屋新右衛門、薬屋兵四郎・薬屋又右衛門・薬屋与市郎の名がある。新右衛門・兵四郎が以前の酒造家で、又右衛門は「暫御運上差上候而酒造仕候分」であり、与市郎は「御運上相止候以後酒造仕候分」であることが記されている。

「酒株之寄帳」の記載のうち、小西家に関する部分を次に例示する。

古株千四百式拾石壹斗六升

一白米五百拾八石式斗三升壹合

新右衛門

又五百八拾石

ノ千九拾八石式斗三升壹合

古株千式百四十式石七斗四升九合六勺

一白米三百拾石九斗三升九合

又五百八拾石

兵四郎

ノ八百九拾石九斗三升九合

一白米五石

又三百八拾石

薬屋又右衛門

ノ三百八拾五石

一白米式百九拾五石

又式百三拾石

薬屋与市郎

ノ五百式拾五石

右の数字は、寛文六年（一六六六）の請高が「古株」であり、五割の酒運上が掛けられることとなった元禄十年（一六九七）の株改めに際し、運上金の対象になった数字が「白米」高である。「元禄十年丑冬御運上銀上納銘々御請米帳」の数字と異なっているが、運上金の負担高は造石高から麴米を控除した分についてかけられることになって²⁰いたので、「御運上銀上納銘々御請米帳」は控除後の数字になっている。運上金の納は宝永六年（一七〇九）まで続いたが、その後打ち切られた。

ところが前述したように、正徳五年（一七一五）に元禄十年の造り高の三分一造りという減醸令が発令されたため、これに見合った酒造高では、酒家としての存続もおぼつかないと、酒造家一同で嘆願書を提出し、一人一人の株高を調整した。「又」以下の数字が調整した

めの増石高で、結局「ノ」高が酒造株高となった。

名前の出ている与市郎は四代新右衛門霜巴の長子、すなわち五代新右衛門又巴である。元禄十年に酒造をはじめ、同十二年類焼による休造をはさみ、正徳三年再開している。これについては、次節の東出店の項で詳述したい。

また、兵四郎は分家伝左衛門の酒造株を相続しており、又右衛門は後述する「酒造手引草」の筆者と思われる人物である。

6 鑑屋・向小西・東出店

○鑑屋

小西家の一八世紀前半の史料に「鑑屋」がでてくる。今回『酒史研究』に翻刻する「酒永代覚帳」にも記録されている別蔵である。「カギ屋」と読むようである。同家の史料「女永代日記」は小西家の、主に台所関係の家計簿のようなものであるが、享保二（一七一七）〜一七二〇の帳面が残されている。この帳面には「おもや」と、「鑑屋」あるいは「かき屋」の正月や甑仕舞い、からうす仕舞いなどで食した献立などが記帳されており、ある程度当時の両蔵の人数などがわかる。享保二年正月の本家からうす仕舞いの食事は、蔵二八人・からうす二〇人・ひろ敷一七人の計六五人、三年の鑑屋の甑仕舞いでは、蔵九人、その他一〇人、計一九人である。暮の餅つきや正月の行事なども一緒に行なっている。しかしこの帳面以降「鑑屋」の名前は記録されていないので、あるいは本家に吸収されたのかもしれない。

○向小西

「女永代日記」はその後元文二年(一七三七)のものがあるが、この帳面では鑿屋の名前が消え、かわって向出店・東出店の名前が記載されている。

「女永代日記」には、元文二年正月、本家二四人、東出店二五人、向出店一三人の献立が記されている。また、たとえば「三軒家こしき仕舞」「三軒家うす仕舞」のように、本家・向・東出店をあわせて三軒家といつている。

「向出店」あるいは「向小西」は、魚屋町に店を構えていた小西本家に向かいあつた地所に設けられた出店である。この店については次のような史料によつて確認できる。

元禄十三年(一七〇〇)三月、薬屋新右衛門から大黒屋重郎右衛門にあつた借地証文²¹⁾があり、この地所を、普請をした上で二〇カ年借地するといふものである。

大黒屋の寛文六年(一六六六)の酒株高は四七〇九石六斗で、初期の有力酒造家である。借用期限の切れた享保五年(一七二〇)三月、五カ年間の借地再契約をし、同十七年(一七三二)五月には銀一六貫目をもって、この家屋敷とともに酒造株・酒造・道具を大黒屋とくから譲り受けている。

のち、この出店は七代新右衛門朝巴(一七三八〜一八〇七)時代の明和二年(一七六五)、新右衛門の弟与一郎(随念)に田畑家屋敷とともに酒株七一石五斗九升二合が譲渡され²²⁾、以後「向小西」として分家し、代々四郎右衛門を襲名した。

前述したように、天明四年(一七八四)には本家の薬種株が譲与され、

以後向出店に代々伝わっている。

○東出店

湊町に設けられた出店が「東出店」であり、ここでも酒造が行なわれた。元禄十年に与市郎(後の五代新右衛門又巴)が酒造をはじめ、類焼による休造をはさみ、正徳三年再開したことは前節で述べたが、この酒蔵が湊町に存在した東出店と思われる。

与市郎の酒造株については、正徳三年(一七一三)、同領万多羅寺村(現尼崎市)の弥市兵衛から二九五石の株を譲り受けている。このときの譲請許可願書によつて東出店の創設時期がわかる。

(前略)私(新右衛門：筆者注)義十七年以前丑ノ年、世倅与市郎名前ニ而別家ニ酒造取立丑・寅両年酒造仕、則御運上指上ケ申候、卯ノ年も酒造取り掛り居候最中、霜月四日類火ニ逢諸色不残焼失仕なげかわしく存罷過申候、私世倅多ク御座候間御地頭様御慈悲ヲ以右幡多羅寺村酒株伊丹へ御入被下候ハ、少し成共酒造ニ有付度奉存候(以下略)

ここでいう「十七年以前丑ノ年」は元禄十年(一六九七)、酒運上の始まつた年である。同十年・十一年は与市郎の名前で酒造が行なわれたが、同十二年十一月に蔵が類焼したため、以来操業が止まつていた。そこで万多羅寺村弥市兵衛の酒造株を譲り受け、酒造を再開したいというものである。これがそのまま許可された結果、前掲史料「酒株之寄帳」にあるように与市郎は二九五石の株高を所持している。

ひるがえつて元禄十年の請株高にある「白米百廿六石五合五勺壹

才 出見せ新右衛門」(4節「元禄十年丑冬御連上銘々御請米帳」の記述)は、類焼以前与市郎が操業していた蔵と思われる。元禄十・十一年の運上銀の請取書が残っており、そのなかに「葉屋新右衛門出見せ」にあてたものがある。与市郎の名前は確かめられないが、「丑・寅元禄十・十一年」運上掛賃割方」として、銀二四匁余が与市郎の掛銀高と記されている別の史料がある。これらによって、与市郎が酒造をはじめたのが元禄十年で、同十二年には類焼し、以後休業していたが、正徳三年にふたたび株を買い入れ再開したことがわかる。

ちなみに、元禄十二年十一月四日の火災は「十一月四日天之町より出火、札之辻迄飛火ニテ下市場村焼亡、寺院六ヶ寺、酒家十六軒其外数不知」という大火であった。

そして、享保八年(二七二三)四月の「湊町つりかね畠のさい目改め絵図」に「与市郎出見せ表ノかへ(壁)」が画がれている。

この酒造場が、宝暦六年(二七五六)、小西安次郎(五代新右衛門又巴の娘婿)名義の分家となった東店と推定される。明和四年(一七六七)五月、安次郎が病死したため、後家智清の名義に切り替わり、天明三年(二七八三)に養子安次郎が相続している。酒造高は当時八九〇石九斗三升八合である。

7 惣宿老としての小西家と大名貸

伊丹郷は伊丹村を中心に周辺の村々が一体となってできた郷町である。その伊丹郷町は酒造およびそれに付随した産業で成り立っていた町場であり、有力者のおおくが酒造家であった。郷町を形成する各村々には村役人として庄屋・年寄が置かれ、伊丹村内の各町に

は町年寄が置かれ、その上に町庄屋を置いていた。さらにこれらを統括する郷町の町政運営のための制度の頂点にいたのが、酒造家のなかから選ばれた惣宿老である。

これが制度化されたのは元禄十年(二六九七)で、このとき有力酒造家二四家が二人ずつ年番で惣宿老当役に就き、町政を司ることとなった。しかし、このとき惣宿老となった酒造家のなかには家運の衰退してゆく者もあって、次第に減少し、天明期(二七八一〜一七八九)にいたってはわずかに小西家と八尾家の二家のみとなった。惣宿老当役は相当な激務であり、このときから、あらたに伸長した酒造家が惣宿老に就任するよう制度が変更されている。小西家では、惣宿老制度が始まって以来、明治期にいたるまで町制の頂点にあり、役務の煩雑さはあるものの、領主近衛家や、酒の販売地である江戸からの情報をいち早く察知することのできる地位にあった。

また、小西家の資本形成の上で酒造業とともに重要な位置をしめるのが大名貸である。

伊丹の町人が行なった大名貸に関する史料は享保期(二七一六〜一七三六)を初見としている。以後酒造家を中心とした個々の町人による貸付け、さらには伊丹郷、また近衛家へ各人が出資し、その金銀の運用による組織的な大名貸が行なわれ、近衛家の財政にも少なくない利益をもたらしている。このような組織的な金融活動の中心となったのが惣宿老および御金方である。

小西家の大名貸の初見は姫路藩で、六代新右衛門の時代、寛延期(二七四八〜一七五二)に江戸への仕送り金を貸し付けているのが現存する史料の初見である。以後同家の大名貸は拡大し、大名・旗本な

どおよそ三〇家を対象としている。貸付による利益はもちろんであるが、酒造家としてみたとき、大名・旗本など領主が徴収する年貢米を、酒造に必要な酒造米として入手しやすいということも見逃せない利点であった。

不十分ではあるが、伊丹における小西本家とその周辺をみてきた。小西家は分家・別家を含めた伊丹での酒造とともに、後述する伝法・安治川の廻船問屋、および江戸の下り酒問屋を併せ持った。こうした酒造・輸送・販売という一貫性を持った経営形態は、伊丹本店を母体とし各部門で小西家一統の発展に相乗的に機能していたといえよう。また伊丹郷町の町政を運営する頂点に立つ惣宿老を代々勤めていたことや、大名貸を行っていたことも、諸種の情報をはじめ、当家にもたらした有益な面が小さくなかったと思われる。

二 廻船問屋としての小西家の出発

1 伝法店

小西家では、伊丹での酒造業にとどまらず、自家の造酒を江戸市場へ送るため大坂伝法に廻船問屋を興すとともに、販売のため江戸出店を設けている。

上方で造られた下り酒が廻船で江戸に回送されたのは元和五年（一六一九）が始まりとされている。このとき廻船に積み込まれた酒荷は他の積み荷との混載であり、これが酒荷のみで回送されたのは正保期（一六四四～一六四八）といわれ、大坂廻船問屋によって伝法船で積

み下された。そして万治元年（一六五八）には伝法に廻船問屋が開業している。²⁷⁾

小西家が伝法へ進出した時期もあきらかではない。小西家の史料のなかに、天和二年（一六八二）の「定」²⁸⁾がある。これは酒荷物積み出しにつき、伝法船問屋四軒から伊丹酒造家に指し出された、輸送上の安全を期するための廻船装備についての規約書であるが、この時の廻船問屋のなかに小西家の名前は見出せない。

この後元禄十四年（一七〇一）六月の「稻寺屋次郎三郎一儀」²⁹⁾と題した酒荷物津出しに関する争論史料のなかに、七軒の廻船問屋の名前があり、その一人に葉屋（小西）新右衛門の名が記されている。

これらの史料から、小西家の伝法における廻船業進出は一七世紀末期であったことが想定される。

同家の史料、正徳五年（一七一五）の「惣船問屋数之覚」に次の船問屋の名がみえ、伝法船問屋のなかに「葉屋」が確認できる。

安治川船問屋―津国屋・伊丹屋・河内屋・高場屋・池田屋・食満屋・海部屋

伝法船問屋―大鹿屋・綿屋・丸屋・葉屋・升屋・小山屋・中嶋屋・鴻池屋・岸田屋・堂屋・大和屋

小西家では、正徳二年（一七一二）、手代葉屋半兵衛の名前で南伝法に家屋敷を購入し、親族と思われる利右衛門へ譲与しているが、同六年、利右衛門からふたたび買い戻している。³⁰⁾

同じく正徳二年三月、小西家では、費用三九貫六五〇匁余で「船石数九百貳拾太積」の船を新造している。酒荷専用の船である。経費のうち三一貫六七五匁余が小西家の出資で、残りを伊丹の酒造家

表-1 小西家の廻船顧客と前運賃請取高 (『大福帳』享保20～元文5年(1735～1740)より作成)

享保20年～21年正月			元文元年～2年4月		
月日		貫 匁	月日		貫 匁 分 厘
8・朔	総屋忠三郎	500	8・4	総屋忠三郎	578.7.5
9・7	総屋与四郎	2.000	10・20	木綿屋庄兵衛	500
9・7	総屋与右衛門	1.000	11・4	紙屋八左衛門	2.000
9・12	油屋益太郎	500	11・7	油屋八三郎	750
9・18	紙屋八左衛門	2.000	11・10	油屋八三郎	1.600
9・19	大鹿屋市郎兵衛	1.500	11・14	茜屋忠兵衛	1.000
9・20	木綿屋庄兵衛	500	11・15	総屋与右衛門	1.000
9・25	丸屋伊右衛門	700	11・15	総屋与四郎	2.500
10・5	坂上武右衛門	500	11・24	津国屋勘三郎	500
10・15	丸屋藤四郎	700	11・26	大鹿屋市郎兵衛	1.000
10・17	丸屋清右衛門	800	11・晦	豊島屋四郎右衛門	1.000
11・12	一文字屋与次兵衛	500	12・3	総屋喜兵衛	200
11・24	茜屋忠兵衛	1.000	12・4	丸屋清兵衛	500
12・16	豊島屋次郎左衛門	1.000	12・5	丸屋藤四郎	800
12・22	油屋八郎兵衛	1.000	12・19	大鹿屋市郎兵衛	1.000
12・22	同人	500	12・19	大鹿屋九兵衛	400
12・23	総屋喜兵衛	150	12・20	升屋与兵衛	200
12・25	紙屋八左衛門	1.100	12・22	丸屋藤四郎	300
12・21	丸屋藤四郎	300	12・22	豊島屋半兵衛	300
12・26	大鹿屋市郎兵衛	1.000	12・22	柄谷屋庄右衛門	200
12・26	大鹿屋九兵衛	300	12・24	紙屋八左衛門	600
12・29	一文字屋助五郎	1.000	12・24	鹿島清右衛門	500
正・9	升屋庄兵衛	500	12・26	大鹿屋五兵衛	200
正・19	大鹿屋□右衛門	350	12・21	一文字屋与次兵衛	500
正・19	薬屋四郎兵衛	500	2・12	大鹿屋市郎兵衛	1.000
正・19	一文字屋与次兵衛	500	2・12	同人	500
正・23	総屋七兵衛	500	4・14	薬屋次郎兵衛	300
正・□	升屋与兵衛	300			
	計	21貫200匁	計	9貫928匁7分5厘	

参考。元文2年度 計32貫620匁 同3年度 計21貫184匁 同4年度 計26貫300匁

紙屋八左衛門・松屋与兵衛・榊屋三右衛門が出銀し、同年十月からそれぞれの出資額に応じて徳用銀が分配されている。

これを、正徳三年以降の勘定帳でみると、正徳三年「船々徳用銀歩入ノ衆へ渡ス」として一貫八五七匁余が揚げられている。同四年には一貫五三八匁余が「惣太夫と喜太夫と二艘ノ徳用と運賃とさし引致シ残り銀かしと成り」とあり、以後惣太夫船・三神丸喜太夫船の仕廻銀等がたびたび勘定帳に計上されている。そして、享保四年(七一九)「三神丸喜太夫船残り道具売払い」とあり、三神丸がこの年まで運行していたことがわかる。小西家が伝法に家屋敷を構え、廻船業者として地歩をかためた時期に、資金を出資者に募って建造し、航海した酒荷専用の廻船である。

2 安治川店

その後小西家の廻船部門は安治川にも進出した。史料では、享保七年(七三三)にはじめて「酒荷カ」拾三太、安治川二有」、また「式拾三貫三百九十八匁八分四厘、

安治川新通」という項目が出てくる。「新通」は正確なことはわからないが、これまで「伝法新通」が年々計上されており、これは伝法店から本家に入ってくるその年の徳用銀と思われる。

そして、享保十七年(一七三二)には、安治川北一丁目、二九三坪五分の地面に表口一〇間、奥行二五間の家屋敷を購入している。³¹⁾

このころの廻船業界をみると、享保十五年(一七三〇)には、酒問屋が十組問屋から離脱し、これを契機に、輸送もこれまでの菱垣廻船による諸品との混載とは別に、酒は伝法・安治川の廻船業者によって仕立てられた酒荷専用の樽廻船で輸送されることになった。³²⁾ 小西家の安治川進出はまさにこの時期と符合しているのである。

表一は享保・元文期に小西の廻船が扱った荷物の運賃の前請取銀で、荷主は伊丹酒造家を主とした上方酒造家である。前渡銀の請取日なので航海日はわからないが、兩年とも八月から翌年の正月または四月までに受け取っている。

安治川店は、その後享和二年(一八〇二)、養子新六に譲られ、以後小西新六名義で小西の廻船部門の拠点として明治に至った。享和二年新六が譲り請けた証文には、家屋敷・廻船問屋株・廻船・正銀のほか、安治川北二丁目二カ所、同二丁目一カ所、平右衛門町に一カ所の掛屋敷が記載されている。³³⁾

3 小西家の廻船加入

樽廻船業をみた場合、船主は持ち船を廻船問屋に委託する、付船というかたちをとり、委託された廻船問屋が、廻船仕立てに関する一切の業務を取りしきり、船主は廻船の仕立てには関与できない。

すなわち、ここに、酒造家が手酒の江戸積みを滞りなく行なうため、樽廻船業に進出せざるを得ない必然性があった。

荷主(酒造家)が廻船を建造するとき、荷主自身が建造して手船とし、それを廻船問屋に委託する方法と、荷主の共同出資(廻船加入)による方法があった。さらに廻船加入に二つの形態があり、一つは加入歩合に応じて毎年収益金を配当するものと、一つは船主が出資者に資金を年賦償還するものである。

廻船加入証文のもっとも古いものは、享保十九年(一七三四)に西宮の座古屋万三郎船(九五〇石積・相生丸)の新造について伊丹酒造家紙屋八左衛門が沓歩加入した、収益金の配当を受ける利益配当型のものといわれていたが、³⁴⁾ 小西家ではそれより早く、前述のように、正徳二年(一七二二)に同様のかたちで出資銀を募り、石数九百貳拾太積の船を新造している。

なお、当時の小西家の廻船加入の状況をおきたい。

享保二十年(一七三五)、十一月新造の七〇〇駄積み孫三郎船へ半口、一貫四八四匁余の出資をし、翌年・翌々年分の徳用として四三〇匁余を受け取っているが、この船は「尤辰ノ年ニ難船致候故利無数」であった。

元文元年(一七三六)、徳藏船へ沓歩半方、二貫二五匁加入しているが、破船したため徳用銀の配当はなく、破船処理勘定(破船した船の船道具や海中からの回収荷物の売り払い金を出資額に応じて配分する)で一五一匁七分が戻ってきている。

同二年、五三〇駄積み徳藏船へ沓歩方、一貫七〇〇目加入。四年までの徳用を受け取っている記載がある。

表-2 小西家初期の勘定書にみる江戸関係の記述

年代	銀高	内 容
寛文 3 年(1663)	1.515 ^{貫 匁}	江戸ニ有
4	1.360	諸白廿七太半江戸へ下代
〃	350	ミリん四太半江戸へ下代
〃	18	醤油片馬江戸へ下代
〃	12.5	かず片馬江戸へ下代
〃	32	樽六太半江戸へ下代
延宝 4 年(1676)	150	江戸ニ三年酒替り之代
7	30.500	江戸より登り申高
8	37.770	江戸より登り銀
9	53.170	江戸より登り銀
天和 2 年(1682)	798	江戸ニ残り
〃	250	仕廻金、江戸ニ有
〃	900	申酉之江戸残金、又店道具之割方
3	38.900	江戸店より登り金銀高
4	24.600	江戸より登ル
貞享 2 年(1685)	5.900	江戸溜り屋へ為替致筈ニ而有
〃	600	伝左衛門へ渡方、但宗吾遺言ハ老 貫目之善江戸店道具代引
元禄 2 年(1689)	4.740	江戸より上ル
3	18.000	江戸へ為替
4	25.030.3	江戸より登り金
5	11.121	江戸より登り金
7	12.563.5	江戸より登り
8	39.080	江戸より
〃	57.060	江戸より登り大豆金
〃	24.000	江戸ニ而廿四貫余のけ

同四年、七〇〇駄積み虎口船へ巻歩方、一貫四〇〇目加入。
同五年、七〇〇駄積み又四郎船へ二歩二厘五毛方加入。
同年、五八〇駄積み平蔵船へ七厘五毛方加入。同年分として二一
〇匁の徳用銀を受け取っている。
このように、小西家では自家の手船を同家の出店である廻船問屋
へ付け船し、運賃収益を上げると同時に、他船主の建造船への出資
によって、手酒の江戸輸送の円滑化と徳用銀の配当を得ている。

上方で造られた酒は廻船よって江戸市場へ積み出された。酒造家
自身よって船積みがなされたと同じように、江戸での販売も、酒
造家の手により市場が開拓され、やがて上方を本家とする江戸出店
が設けられた。そして延宝三年(一六七五)、これ

三 小西江戸出店

1 江戸積みの始まり

ら同業者の規律を定め、同八年には定期的な会
合を持ち、これを酒問屋寄合と称した。天和三
年(一六八三)、瀬戸物町・中橋・呉服橋・青物町
に各当番をおき、これを四町当番と称して、荷
主や仲買に対し四町当番の名称をもつて折衝に
あたった。³⁵⁾

小西家が江戸出店を創設した時期や経緯につ
いては明らかにされていないが、酒を江戸積み
していたことは、同家所蔵のこの種の史料では
もつとも古い、寛文三年(一六六三)の勘定書に「老
貫五百拾五匁、江戸ニ有」の記載があり、翌四
年には諸白二七駄片馬の江戸下し銀が記されて
おり、延宝七年(一六七九)以降の勘定目録³⁶⁾に江戸
よりの登り金が連年記載されている。

上方で造られた酒がはじめて廻船で江戸へ送
られたのは元和五年(一六一九)で、このときは諸

荷物との混載であったが、酒荷物積み切りで回送されたのが正保期（二六四〜四八）といわれている。これらをもみても、小西家が早い時期からの江戸積み酒造家であったことがわかる。表2は初期の勘定目録にあらわれる江戸関係の項目を取り出したもので、この頃から家業として酒を江戸積みしていたと思われる。だけの銀高が江戸から送金されている。

貞享二年（二六八五）の勘定書には、「内六百目、伝左衛門へ渡方、但宗吾遺言ハ壹貫目之筈江戸店道具代引」とあり、この時期、小西江戸店の創始者と伝えられている伝左衛門の店が設けられていたことが窺える。

ところで、これまで、この分家伝左衛門をさして小西家の江戸店創設者とし、伝左衛門から利右衛門へと名義が変わったといわれている。そのため江戸店を分家と位置付けていたが、はたしてそうだったのか、もう一度史料によって確かめたい。

「江戸店」と明記されている最初のもは、表2にみるように天和三年（二六八三）であるが、それ以前から小西家が江戸積みを行なっていることは史料にも明らかであり、手酒をあつかう江戸店が存在したと思われる。しかしこの店がどのような内容のものであったのかはわからないし、あるいはこの江戸店が分家伝左衛門の店で、それを小西本家でも「江戸店」といい、当時、小西本家の手酒が伝左衛門の江戸店に送られていた可能性もある。また、酒問屋ではなく、手酒の販売を問屋に斡旋する江戸駐在人を置き、それを江戸店といっていたことも考えられる。これにつき次節以降で検討したい。

2 「下り酒問屋名前附」と小西伝左衛門

元禄十年（二六九七）、江戸十組仲間が結成された時、下り酒問屋もこれに加入した。元禄十六年（二七〇三）九月の「下り酒問屋名前附」によると、呉服町組三四人、中橋組一四人、茅場町組四八人、瀬戸物町組三〇人の計一二六人の下り酒問屋の名前が上がっている。

一二六人の問屋のうち、四七人が「出店問屋」、七九人が「前々より問屋」である。このなかの茅場町組に小西伝左衛門の名がみえ、「古来より問屋（前々より問屋）」とある。出店問屋は、本家から送られる酒荷の受入れと、その販売のために、本家の出先機関として設けられた江戸出店ともいうべき問屋であり、古来よりの問屋は、独立した、すなわち上方各荷主から送られてくる酒荷をあつかう問屋と解される。

「下り酒問屋名前附」に記されている「小西」姓の問屋は伝左衛門のほかに、小西甚兵衛（古来より問屋）・小西六右衛門（出店問屋）が存在する。

このうち甚兵衛は安永九年（二七八〇）に著された「酒造手引草」³⁸に、西宮酒造家の出店問屋であることが記されている。

六右衛門については、宝暦六年（二七五六）に記された伊丹酒造家紙屋八左衛門の手酒の旧送り先としてその名前がみえる。宝暦六年当時の紙屋は八左衛門名義の江戸出店を持つているが、それ以前の送り先が「鹿島清兵衛殿店小西六右衛門」であったとある。³⁹鹿島清兵衛は「酒造手引草」に江戸地店と記されている酒問屋である。

とすると、伊丹においては小西家の分家として伝左衛門の名前があり、さらに小西家と関係があると思われる江戸問屋に伝左衛門の

名前が出てくることから、「下り酒問屋名前附」に記されている小西伝左衛門は小西家の一族と推定される。しかし伝左衛門の名前が史料上確認できるのはここまでであって、以後彼に関する情報はまったく伝わっていない。また伊丹での酒造業においても、一章3節で述べたように、寛文六年（一六六六）前後と推定されるころ、伝左衛門に分与された酒株は、その後正徳五年（一七一五）葉屋兵四郎の名義で相続されていることがわかる（一章2節・5節）が、以後についての消息は不明である。

これまで、伝左衛門は小西の分家として江戸に酒問屋を開業し、本家の酒をあつかい、元文二年（一七三七）、その名義を小西利右衛門として、そのまま引き継がれたと想定されていたが疑問の残るところである。

3 伊丹酒店支配人

伝左衛門は、元は手酒をあつかう問屋として出発したであろうが、一章2節でみたように、江戸に進出する前後には一二四〇石余の株高を所持する酒造家として分家している。この伝左衛門が分家後、江戸店であつかう「手酒」は本家の酒ではなく、伝左衛門の蔵で造られた酒であった筈である。

さらに、「下り酒問屋名前附」に名が出ている元禄十六年の伝左衛門は、あつかう酒は自店他店を問わず、経営的にも独立した問屋（古来より問屋）である。荷主と問屋は互いに協力しあう反面、受け入れ形態や値段付けなどにおいて、どちらが主導権を持つかということでは常に対立関係にある。江戸に送られる荷物には、江戸問屋から

の注文によって送られるものと、荷主が問屋に販売を委託するものがあり、酒は販売に関しては問屋まかせの委託荷物である。仮に、はじめは本家・自店の酒の受入先として出発したとしても、その後酒問屋として発展し、多数の酒造家の酒荷を取りあつかう伝左衛門と、一人の荷主である新右衛門の利害が対立することは容易に想定でき、このようななかで、小西家が本家直属の江戸販売のための機関を持つことが考えられよう。

「下り酒問屋名前附」より二年前の元禄十四年、江戸の名主中から町奉行所へ、米価高値につき酒造停止か、または酒の江戸入津を禁じられたいとの願書が提出されたことについて、伊丹の小西新右衛門・上島勝右衛門あてに報告してきているのは、「伊丹酒店支配人中」の豊島太郎兵衛・上島久右衛門・同惣兵衛である。⁴⁰

伊丹酒店支配人の名称は現在のところこの史料しか知らないが、彼らは酒造家から手酒の江戸販売のために派遣された江戸駐在人、もしくは出店問屋の支配人であると考えられる。本店からの請荷、販売、代金の徴収と本家への送金のほかに、販路の拡張、その他市場調査で得た情報の提供など、一切の販売活動において伊丹荷主の代行をしたのが伊丹酒店支配人であろう。そして折々には支配人の寄合がもたれ、酒造全般にかかわる重要な情報が、その寄合の席から酒造家に発信されていたと考えられる。なお、三人のうち上島久右衛門・上島惣兵衛は、同十六年の「下り酒問屋名前附」に名前が記載され、いずれも出店問屋となっている。

しかし、この時期小西本家の出店と思われる酒問屋は、同十六年の下り酒問屋名前附に存在しない。また、この書状は酒造家である

小西・上嶋にあてた手紙ではあるが、このとき両家は惣宿老（有力酒造家のうちから任命され、伊丹郷の町政における最高機関当役であった）と思われ、個人的にとりより、出店代表者から町政代表者への通信とみるべきであろう。

4 小西新右衛門と「住吉講連中覚」

伝存する江戸店の史料の中心は毎年送られて来る勘定帳が中心で、そのほかに本家あての書簡類が多数あるが、年代が確定できないことと、本家から発信されたものが残っていないため、その利用が限られる場合が多い。遠隔の地ということもあろうが、火災が多く同家の出店も何度か罹災し、書類が焼失したため残らなかったことも大きな理由であると思われる。つぎに、同家史料から、江戸関係について記された箇所を拾い集めてみたい。

享保二年（一七一七）江戸問屋所付

南茅場町、道明作兵衛殿 塩かし 溜り屋四郎兵衛殿 呉服町 鴻池安右衛門殿、瀬戸物町 矢田平兵衛

酒問屋各組（瀬戸物町組・茅場町組・呉服町組・中橋組）の行事の名前でもあろうか。それとも小西の取引先であろうか。全員は確認できないが、ほとんどが地方出身者ではなく、江戸出身の問屋である。どのような意図で記されたものかは不明である。

次に、「戌（享保三年）九月住吉講連中覚」に、伊丹関係の一六人の名前が記されている。

丸屋喜兵衛 丸屋伊右衛門 鑑屋新九郎 葉屋新右衛門 堂屋四郎右衛門 丸屋五郎兵衛 升屋伊兵衛 稻寺屋二郎三郎 油屋藤

右衛門 油屋七兵衛 稻寺屋四郎兵衛 稻寺屋勘兵衛 稻寺屋六兵衛 稻寺屋七兵衛 堂屋半兵衛 升屋惣兵衛
ゞ拾六人

住吉講連中として葉屋新右衛門の名がある。住吉講は、上方酒造家支配人の仲間寄合の称である。前節でみた伊丹酒店支配人は伊丹関係の江戸駐在人と思われるが、住吉講はこの組織が広域的になつたもので、江戸に問屋を持たない上方酒造家が、送り荷の販売のために江戸に駐在させた支配人の組織である。支配人は、荷主（酒造家）と利害をまつたく同じくする、主に親族などが江戸に派遣され、荷主の代行として一切の販売活動を行ない、酒造家は支配人を通して酒問屋へ送り荷をした。この当時の小西本家は、酒の販売のため江戸常住の支配人を派遣し、支配人によって、送り先である問屋の選定や酒荷代の集金、本家への送金、販路の拡張が行なわれていたことが考えられる。

5 小西江戸店と利右衛門

「住吉講連中覚」と同年、江戸店の暖簾を新調したという記録がある。

享保三年戊戌十二月二新調、江戸店ノのうれん寸法、一巾くしらすしたけ三尺五寸、五巾

この店とは断定できないが、时期的にこのころから元文期にかけて小西江戸問屋の姿が明確になってくる。というのは、このあと、次にあげる元文三年（一七三八）の「江戸店番頭庄兵衛一卷」に、酒問屋としての小西江戸店があらわれるのである。

その前に、「享保十八年九月六日江戸店手代左平治ナル者」が欠落したため奉行所へ訴えた記事の一部がある。左平治を「江戸南かやは町三郎兵衛借家利右衛門方へ酒商売用事二付指下し置候所」欠落したというものである。ここに、のち小西家の江戸店、「南茅場町」と「利右衛門」の名が登場しているが、この文面からみるかぎり、小西では江戸店手代として左平治を利右衛門方に差し向けてはいるものの、小西の江戸店と利右衛門の店は別のものようであり、この文章からは小西家と、この利右衛門の関係ははっきりしない。

しかし、元文三年十一月より翌年二月にかけての「江戸店番頭庄兵衛一卷」から酒問屋小西江戸店の様子が少しみえてくる。

小西江戸店の番頭庄兵衛が五六〇両ほどの引負事件を起こした際、江戸店から本家に送られた書簡類が残っている。あらまは、庄兵衛が五六〇両という大金を使い込み、その穴を隣家その他の借入金でごまかしていたのが発覚した。調べたところ、庄兵衛は小西藤兵衛へ貸し付けたといい、確かに一〇〇両は藤兵衛へ融通していることがわかったが、藤兵衛は直前に死去しているため、結局四六〇両は使途不明で、おおかた庄兵衛が悪所通いに使ったくらいのところだろうということに落ち着いた。庄兵衛は在所である尼崎の兄宅へ引き取られ、兄から引負金の一部が返済されたというのがこの一件である。

一件の書状からわかるのは次のようなことである。

まず江戸店からの書状は、四郎兵衛・忠兵衛・小兵衛・伊兵衛・治兵衛・宗兵衛・吉兵衛の七人連名、またはこのうちの誰かの名で出されるものと、小西理右衛門・店中と記されたもの、およびこの

事件のため伊丹本家から派遣されたと思われる平兵衛・彦兵衛からものに分けられる。七人によるものと、理右衛門・店中によるものが同日に差し出されている場合もあり、どちらも庄兵衛の事件に関する記述が多いのだが、七人のものは記述が事件に終始しており、理右衛門・店中のほうは商売に関する記述が多い。

庄兵衛の貸付先である小西藤兵衛は、新材木町に酒と油の小売と思われる店を出していた。藤兵衛店の相続について、七人のうちの宗兵衛の名で「家財分散仕、双方埒明御店酒代金并庄兵衛方より借シ入之金子共割符請取、此跡ヲ吉兵衛(江戸店々員：筆者注)江仕廻セ、御店より兼帯為致度」等の意見書があり、藤兵衛店は小西の系列店であったと思われる。

江戸店の業務については、酒問屋として上方荷主からの集荷と、それに対する代金の送付、売り子(小売)への売り捌き、また酒造家の出先機関としての、本家の販路の拡張などであるが、四郎兵衛ほか六人の店員と理右衛門の立場が、漠然とではあるが違っている感じを受ける。同じ庄兵衛事件についての書状なのだが、理右衛門のほうが一步距離を置いているとともに、本家からの通信も別になされていたと見受けられるのである。

現存する江戸店の史料の大方が天明期以降のものだが、そのなかで常に小西江戸店を代表している利右衛門は、ここに登場する理右衛門で、従来いわれている伝右衛門の系統ではなく、最初の接点はあきらかでないとしても、直接本家とつながっている。また、元文二年(一七三七)の「酒問屋人別書上」⁽⁴⁾にみえる、酒問屋七四軒のうちの「茅場町小西利右衛門」と同一人物と考えられる。

表-3 「酒造手引草」にみる江戸酒問屋・直請問屋名

	江戸問屋名	居所	売場	江戸住居	直請問屋名	在店
瀬戸物町組	立木市郎右衛門	濃州	南新川	伊勢町	立木市郎兵衛	伊勢町
	溜屋久兵衛	江戸	北新堀	堀留	溜屋久兵衛	堀留
	藤田徳右衛門	伊勢	北新堀	塩河岸		
	川口忠兵衛	江戸	南新堀	塩河岸		
	内田六右衛門	江戸	南新堀	伊勢町	内田六右衛門	伊勢町
中橋組	樋口屋徳兵衛	江戸	北新川	南新川		
	高嶋甚助	江戸	南新川	中橋	高嶋新七	中橋
	高島新七	江戸	南新川	中橋		
	溜屋久右衛門	江戸	北新川	呉服町		
	尼屋利兵衛	江戸	北新川	鉄砲洲		
	岸田屋安兵衛	灘住吉	南新川	中橋	岸田屋安兵衛	中橋
塗屋嘉右衛門	江戸	北新川	八丁堀			
南新川組	山本喜右衛門	江戸	南新川	南新川		
	呉田彦次郎	灘呉田	南新川	南新川		
	播磨屋新右衛門	江戸	南新川	南新川		
	鴻池屋藤兵衛	江戸	南新川	南新川		
	鴻池伝右衛門	江戸	南新川	南新川		
	坂上伝右衛門	伊丹	南新川	南新川	坂上伝右衛門	南新川
	池田屋仁兵衛	池田	南新川	南新川	池田屋仁兵衛	南新川
	赤穂屋次郎右衛門	伝法	北新川	北新川		
	松浦与三太郎	灘大石	南新川	南新川		
	鹿嶋庄助	江戸	南新川	南新川		
	鹿嶋利右衛門	江戸	南新川	南新川		
	山路信右衛門	今津	南新川	南新川		
南新川組	大和屋又右衛門	池田	北新川	北新川	大和屋又右衛門	北新川
	総屋利兵衛	伊丹	北新川	北新川	加勢屋利兵衛	北新川
	加勢屋忠三郎	伊丹	北新川	北新川		
	大和屋太兵衛	池田	北新川	北新川	大和屋太兵衛	北新川
	高浜弥三右衛門	灘二茶屋	北新川	北新川	高浜弥三右衛門	北新川
	川井与次兵衛	江戸	北新川	北新川		
	松本勘兵衛	池田	北新川	北新川		
	鹿嶋清兵衛	江戸	北新川	北新川		
	丸屋六兵衛	江戸	北新川	北新川		
	千代倉次郎兵衛	尾州鳴見	北新川	北新川		
	万屋清兵衛	江戸	北新川	北新川		
	池田屋清九郎	伊勢	—	—	池田屋清九郎	南新堀
	伊坂市右衛門	勢州	南新堀	南新堀	伊坂市右衛門	南新堀
	津国屋喜右衛門	江戸	南新堀	南新堀		
池田屋喜兵衛	江戸	南新堀	南新堀			
松屋清助	江戸	南新堀	南新堀			
池田屋利右衛門	江戸	南新堀	南新堀			
池田藤右衛門	江戸	南新堀	南新堀			
松浦伊兵衛	江戸	南新堀	南新堀			
茅場町組	小西新右衛門	伊丹	茅場町	坂本町	小西利右衛門	坂本町
	小西甚兵衛	西宮	南新堀	坂本町	小西甚兵衛	坂本町
	小西四郎兵衛	小西別レ	南新川	坂本町	小西四郎兵衛	坂本町
	福山源兵衛	江戸	南新川	坂本町		
	紙屋八左衛門	伊丹	茅場町	茅場町	紙屋八左衛門	茅場町
	小西宗兵衛	小西別レ	茅場町	茅場町		
	小西栄蔵	—	—	—		
	鴻池太郎兵衛	江戸	茅場町	茅場町	鴻池太郎兵衛	茅場町
	鴻池栄蔵	—	—	—	鴻池栄蔵	茅場町
	菊屋治兵衛	江戸	南新川	茅場町	菊屋次兵衛	茅場町
道明徳右衛門	江戸	南新川	茅場町			
竹川彦左衛門	勢州	茅場町	茅場町	竹川彦左衛門	茅場町	

6 新右衛門名義の小西江戸店

この事件以降江戸店についてはしばらく空白である。そして、安永九年（二七八〇）正月の奥付のある「酒造手引草」^①（本誌一〇九頁以下に翻刻）に、「江戸酒問屋」の茅場町組一軒の一つとして「伊丹店小西新右衛門、右売物ハ茅場町、居宅ハ坂本町」と記されている。同

時に「住吉講中」一五人の名前もあるが、この中に小西新右衛門の名はない。さらに「直請問屋」（住吉講中を組織している江戸支配人を通さず、主に直接酒造家から入荷する問屋）として「坂本町小西利右衛門」とあり、「酒造手引草」に小西新右衛門・利右衛門の名がそれぞれ記されている。ほかに、たとえば伊丹酒造家紙屋八左衛門も、小

西新右衛門と同じ茅場町組の江戸問屋の一軒で、店・住居とも茅場町にあり、そしてやはり茅場町に直請問屋・紙屋八左衛門がある。

このような例は、江戸酒問屋とある五五軒のうち二二軒についていえ、江戸酒問屋とはまた別に、それぞれの住居地が直請問屋と記されている。またその名義も両者を同名にしており、ただ小西のみ新右衛門・利右衛門と異なった名義になっている。江戸酒問屋は上方の複数の荷主からの荷請問屋であり、直請問屋は本家の手酒を主にあつかう問屋と考えられる。

安永九年七月から八月にかけて、「江戸酒問屋二様相分れ候事」という史料がある。住吉講より酒問屋へ、今後すべての請荷は住吉講をとおすこととする。直請荷物についても同様とし、もし不得心の問屋があれば以後住吉講支配の荷物は一切世話しないという通達があった。この申入れにつき、六〇軒ばかりの問屋のうち二二軒が不得心で、住吉講支配荷物を受けず、酒家から直接荷請する「直請問屋」となり、三五軒が住吉講をとおして請荷をする「支配請問屋」になったとある。しかし、天明七年（一七八七）十一月の住吉講書状には、「江戸問屋八ヶ年以前より直請・支配請と両派二相分レ有之候処、仲買中・小売方・三州支配人衆ともあらく、挨拶有之候ニ付、今般双方和談相整、八ヶ年以前之姿ニ相成、以来直請・支配請之無差別、荷物請払可致旨」申し来る、ということがあった。そして、「酒造手引草」に記された問屋数やこの事件にでてくる直請問屋名がほぼ合致している（「酒造手引草」に記された問屋総数と、直請問屋のなかに内田宗兵衛の名前がないことなどが多少異なっている）。

なお、表13は「酒造手引草」に記された江戸酒問屋と、直請問屋

をまとめたものである。この史料は安永九年（一七八〇）のものだが写しと思われ、原本は明和九年（一七七二）以降安永九年までの時期に著されたと考えられる。前記の問屋の分裂事件などと比べたときも一度検討する余地があるが、これについてはその準備もなく稿を改めたい。

ともあれ「酒造手引草」に江戸酒問屋小西新右衛門の名を見出し得たわけである。これまで江戸酒問屋として新右衛門の名前をみるものがなく、つねに利右衛門の名前が前面に出てくるため、現在までこの点を窺い知ることができなかつた。

7 江戸店名義人利右衛門

「酒造手引草」の記載によって、新右衛門名義の江戸酒問屋を知ることができた。いままで新右衛門を伊丹本店の主人とし、江戸店は「分家」利右衛門とする思い込みのため、新右衛門を江戸問屋とする史料を見出せなかつたのである。しかし新右衛門を酒問屋と考え、次のような史料が非常に分かりやすくなるのである。

天明八年（一七八八）八月廿一日、江戸店荷主灘大石辺酒家方へ新右衛門罷出候扣」には、一人の酒造家の名前があげられ、挨拶に添えた口上書は、以下のように書かれている。

御手酒不相変江戸店へ御送り被下忝奉存候、私儀も当夏罷下り先達而無恙帰着仕候ニ付御礼旁参上仕候、猶□□等随分出精仕候様申置候条、幾久御駄敷御送り奉願候…

これはやはり酒問屋新右衛門の口上としたほうが理解しやすいと思われる。そしてこのころの小西江戸店は、やはり利右衛門の名前

で諸方との交渉がもたれている。

8 江戸店定書

このころの小西家の江戸積み酒について、

私方酒荷物江戸送り先之義は、私出店南かやバ町小西利右衛門へ送り出し相捌申候、尤右利右衛門より外問屋へも少し宛送分ニ致

：

とあり、江戸店はやはり本家新右衛門の出店である。

さらに、文化三年(一八〇六)、南茅場町の家屋敷を買い取った際の証文⁽⁴³⁾をみると、署名に「南茅場町 右家屋敷地主摂州伊丹魚屋町住宅新助(新右衛門の改名：筆者注)・「御当所酒問屋見世店支配人利右衛門」とあり、本文中に、利右衛門は新助について「拙者主人摂州伊丹魚屋町住宅新助」と記している。また家屋敷の買い取りについて「御当所地面内ニ酒問屋出店在之、数年来店支配人持ニ而、則拙者利右衛門と申、右家屋敷は当町有来出店附ニ買求メ候儀ニ付、摂州表江申達、主人新助承り届、名代ニ拙者御当所家屋敷買求メ候」と述べられている。

このような記述からみると、江戸店は分家ではなく、小西本家の所有にかかる直営店である。ただ問屋店の名義は支配人「利右衛門」としていた。このため小西江戸店は、利右衛門の名前が表に出ていたのである。本家の直営店であれば、利右衛門についても、その名前は世襲されているが、店員が昇格して代々その名を用いていると思われ⁽⁴⁴⁾ることや、本家による江戸店員の雇用、また江戸店の年々の勘定その他経営全般の査察のため本家から年番として番頭が派遣されて常駐していることなどが理解できる。

天明二年(一七八二)新右衛門が出府したとき、店の取り締りのため「覚」⁽⁴⁵⁾と題する江戸店取締り書ともいうべき書き付けを記している。主な箇条は次のようなものである。

- 諸帳面の帳付けはその時その時確実に行なう事
- 毎月十五日と晦日には金銀出入勘定を行ない、節季には本家へ送金する事
- 売場蔵荷物は毎月晦日に改める事
- 店の金銀を店員へ貸しつけてはならない。よんどころない場合は本家へ相談のうえ取り計らう事
- 集金先へは同じ店員ばかりが行かず、替わりあつて廻る事
- 店員の衣服は粗末な木綿とする事
- 三月節句より九月節句までは夜五つ限り、九月節句より三月節句までは夜四つ限りに閉店する事
- 書状を出す日は早朝から取り掛かり確実にその日の内に飛脚屋に渡す事

○ 勝負事にいささかでも携わる者があれば早々に親元へ返す事
このほかにも詳細な記述があり、店の運営や取り締まりには支配人利右衛門と伊丹から出府している勤番が中心となつてあたるように申し渡している。

この時の取り締まりのためかどうかかわからないが、本家に送られる江戸店の諸勘定帳は天明二・三年からのものが現在小西家に伝わっている。

表-4 下り酒問屋酒荷引受高
(文化7年(1810)~文政7年(1824)1カ年平均高)

下り酒問屋名	請荷樽数
小西屋利右衛門	112,000 ^樽
鹿島清兵衛	49,800
鹿島屋利右衛門	48,000
大和屋又右衛門	44,800
加勢屋利兵衛	43,800
米屋房太郎	42,600
鴻池屋太郎兵衛	41,800
小西屋四郎兵衛	37,800
山田屋五郎助	36,200
尼屋利兵衛	35,800
松屋兼松	35,000
坂上屋伝右衛門	34,000
溜屋久兵衛	32,800
伊坂屋市右衛門	32,600
近江屋吉右衛門	32,000
鴻池屋五兵衛	31,400
小西屋甚三郎	31,000
鴻池屋徳兵衛	31,000
播磨屋新右衛門	29,200
浅井屋藤右衛門	29,000
小西屋惣兵衛	28,200
尼屋甚四郎	26,800
播磨屋喜兵衛	26,400
千代倉屋治郎兵衛	23,000
鹿島屋庄助	23,000
溜屋久右衛門	22,400
大和屋太兵衛	22,000
丸屋六兵衛	22,000
紙屋八左衛門	22,000
鴻池屋栄蔵	21,400
鴻池屋太四郎	21,000
鴻池屋喜之助	20,000
筒井屋喜助	16,000
松浦屋与三太郎	12,000
池田屋藤右衛門	11,600
池田屋喜兵衛	10,000
池田屋利右衛門	10,000
津国屋喜右衛門	6,000
計	1154,400 ^樽

(下り酒問屋永続仕法覚『伊丹酒造家史料(上)』268頁より作成)

9 それ以後の小西江戸店

前述のように、文化三年(一八〇六)、これまで借地であった南茅場町の家屋敷を買い取った。「南茅場町中横町角より東江五軒目、表京間八間・裏幅同断・西裏行京間二十間一尺五寸・東裏行同断」という敷地で、建物はこの地面上の従来の酒問屋である。

天保四年(一八三三)、小西家では江戸にもう一軒の問屋、江戸西店を開業した。⁴⁶⁾ 開店に際しては、九代新右衛門が長子新太郎に家督を譲り、利作と改名して、店の名義とし、店には支配人を置き、利右衛門の江戸本店に対し、利作店を江戸西店と称した。以後両店は荷物の取扱いは高を確実に伸ばしている。

最後に、近世を通じて下り酒の入津高がもつとも多かった化政期の史料によって、下り酒問屋が扱った酒荷の引き受け高をまとめたものが表4である。⁴⁷⁾

この史料が作成されたのは次のような理由からであった。直接には、文化六年(一八〇九)、三八軒の下り酒問屋仲間に年々一五〇〇両の冥加金の上納が令されたが、七軒は休株同様で上納金も危ぶまれるため、以後仲間内での請荷の競り合いをなくし、差し支えなく納金するため、文化七年(一八一〇)より文政七年(一八二四)まで、一五年間の平均引受荷物高をもって今後の各問屋の請荷高とするというものである。

表によってわかるように、全請荷高一一五万四四〇〇樽のうち、

小西利右衛門の請荷高は一万二〇〇〇樽と、他の三七軒に比べて断然多くなっている。また各問屋によって請荷高に大きなひらきがある。このときの請荷高の取り決めによって、問屋間では競争が緩和され、また入荷が保証されたため閉店という最悪の事態は避けられる反面、以後の飛躍は困難となり、同時に荷主(上方酒造家)にとっても、請荷高に制約され、荷主は任意に問屋を選ぶことができなくなりつつある時代を迎えていたといえるであろう。

小西江戸店について、小西家の史料にふれるなかで、いままでいわれていた、分家伝右衛門から利右衛門へという江戸店経営の変遷と、江戸店を分家と位置付けていることに対する疑問からはじめたのだが、改めて史料をみてゆくうちに、江戸店は分家ではなく、本家の直営の店であるという結論がでた。

もともと酒造家の出店として出発した酒問屋が次第に独立し、かえって荷主に対する支配を強化していったため、委託販売による酒代金の延滞および累積がすすみ、それが酒造家の衰退の原因の一つにあげられる。ところが、小西家の江戸問屋はあくまでも本家の機構にくみこまれた販売部門というかたちを堅持したため、一貫した本家支配が貫徹された。本家からすれば、手酒の江戸販売ルートが確保され、また江戸店では、江戸入津高の増減にかかわらず売り荷が保証されているのである。そしてこの点が小西本家・江戸出店双方の発展につながったおおきな要因と思われるのである。

小西江戸店について以上のようなことが考えられる。十分な時間がなく、間違いもあると思いつつ、あえてここに記した次第である。

付記 「酒造手引草」の撰者・筒井又右衛門について

酒造技術書は、古くは中世の酒造法を著した「御酒之日記」をはじめとし、以来記述された種々の原本・写本が存在することはよく知られており、『酒史研究』等において酒造書の発掘ならびに翻刻が進められている。

『酒史研究』本号一〇九頁以下に翻刻する「酒造手引草 全」と題する本書には、安永九年(一七八〇)正月の日付、ならびに「筒井又右衛門修就撰之」という著者名が明記されているが、本書は、記録者が不安と思われる字にルビが付されていたり、文字の訂正も多いことなどからも写本と考えられる。またこのほかにも同様の写しがあり、それが『伊丹市史』四巻に収録されている。ただ、『市史』に収録されたものには「酒造手引草」という表題がなく、「伊丹酒造諸式之扣」からはじまっている。また最後の数帖が欠落しているため、作成年ならびに著者の特定ができなかった。両者を比べたとき、表現在多少異なっていたり、一字二字の異同はあるが、記載内容や記事の配列に異なった点はなく、同じものの写しであることは間違いない。

本書の原作者については、内容からみて、伊丹の酒造家であることが察せられる。また、原作が著された時期については、本書のなかに「近年南鎌金出来付」とあり、明和九年(一七七二)に南鎌二朱銀が発行されて間もないころであったことがわかる。

本書の奥付けに、「安永九年庚子正月吉辰 筒井又右衛門修就撰之」とあることから、又右衛門の著作と思われる、さらに後年書写さ

れたものが本史料であろう。ただ南鐮二朱銀が発行された八年以前をもつて「近年」というべきかという問題もあり、もう少し早い時期に出ていた原作を安永九年に又右衛門が筆写したことも考えられるが、いずれにしても、原作は明和九年以降、安永九年正月以前に著されたものである。

本書によって原作の作成年がおおよそ確定されたことは、近世中期の伊丹酒造業の業態を知る上で大きな意味を持つものと思われる。

本書の特徴は、最後に「右酒造入用之荒増を書記し、此道を心を□する者の一助となす事志かな」と記されているように、酒造技術について以上に、酒造にかかる経費や、酒の流通に関する記述が多いことであろう。

ところで、記録者は「筒井又右衛門」とあるが、今まで彼についてはまったく知るところではなかった。本書の内容からみて、伊丹に関係のある酒造家であろうこと、そしてさらに、伊丹で筒井姓であれば、おそらく小西家の一統であろうとの予想のもとに「筒井又右衛門」を捜し出した。

筒井姓は、「白雪」などの醸造元である小西家が、小西を名のる以前に称していた姓であることは前述した。当家では、創業当時の「葉屋」から「筒井」・「小西(屋)」の呼称に移行し、文政期以降は「小西」を名のっている。

又右衛門の名前がみられるのは、前掲正徳五年(一七一五)十二月の「酒株之寄帳」である(一章5節)。ここに酒造家としての葉屋又右衛門が認められる。又右衛門は旧来からの酒造家ではなく、「暫御連上差上候而酒造仕候」酒屋である。すなわち、元禄十年(一六九七)の酒

運上を開始されたところに、酒造株を取得し、酒造りを始めた新店が七軒あり、又右衛門はその内の一人である。

元禄十年の又右衛門の請高は五石である。小西家の史料のなかに、史料の性質はわからないが、おそらく酒運上銀の算出書で、元禄十六年のものと思われるものに、又右衛門が酒造をしていたことを示す次のようなメモ書きがある。

十六末年
一千七百拾五石五斗六升三合四勺六才

内

穩便 三百九拾五石八斗九升九合式勺六才 糶米
残り 千三百拾九石六斗六升四合式勺

一同五石式斗

葉屋又右衛門分

内

壺石式斗 糶米
残り 四石

これだけのことであるが、翌年にも同様な記録がある。どのようなものかわからないが、小西家の史料に又右衛門の名がでていうことであげておく。

元禄十四年(一七〇二)の酒荷物津出し争論稻寺屋次郎三郎一儀(二章1節)での訴訟文に、江戸積み・地売りを問わず伊丹酒造人三二人の連名があり、そのなかに又右衛門も名を連ねている。

正徳五年(一七一五)、減醸が令されたとき、前述したように伊丹では規定通りの減醸を逃れるため、個々の株高を操作した。又右衛門の株高はこの操作によつて、三八〇石が加算され、計三八五石とな

っている(一章5節)。

享保五年(一七二〇)の「酒造人数帳」⁽⁴⁸⁾には、「薬屋又右衛門町分、持株」とあり、当時の伊丹酒造家六一人(二〇三株)のうちの一人である。

さらに、寛延三年(一七五〇)の記録では、又右衛門は「小売酒造人」、すなわち地廻りの酒造人八人(八株)のうちの一人であることがわかる。

次に酒造人数がわかるのは、天明六年(一七八六)の史料⁽⁴⁹⁾である。ここには江戸積み酒造家三三人と地売り酒造人八人の名前があがっているが、又右衛門の名は見出せない。このころは酒造人の交代もはげしい。地売り酒屋をみると、寛延三年の八人のうち、持株とあるのは又右衛門の他二人で、あとは借株である。このうち天明六年の段階で残っているのは、持株で酒造を行なっていた森本屋藤兵衛と樽屋志郎のみで、あとの六株については酒造人に交代がみられる。筒井又右衛門について、今のところこれ以上の情報は得られないが、安永九年に記された「酒造手引草」の筆者を、伊丹の酒造家と想定するなら、もつとも考えられる人物である。

おわりに

酒造家としての伊丹本家を核とした、安治川の廻船問屋店・江戸の酒問屋店の創業期を中心に小西家のみてきた。これまで述べたように、近世後半の発展につながる小西家の経営基盤は、一七世紀末から一八世紀初頭におよそ整えられたと思われる。同時に今後の課題の多さを知った。史料の種類や量にもよるが、本店と江戸店、また本店と安治川店を結びうると全体がぼやけてくるのは、それ

ぞれの店の形態や機能を把握していないためであろうことを思いながら、いそがしさのなかでそのままにしておいたことを反省している。

さらに気にかかるのは、伊丹や江戸における別家であり、また伊丹・安治川に、ある程度の規模と思われる貸家を持っており、江戸にもその形跡がある。別家や貸家についての独立した史料は、まったくないわけではないが、ごく少なく、これらの史料によって把握することは難しいと思われるが、書類類や各種の帳面の記載にこれらの手がかりがあることは、小西家の文書の調査時以来感じており、これらの説明が俟たれるところである。

最後に「酒永代算帳」当時の新右衛門にごく身近な史料を紹介したい。正徳六年(一七一六)の宗門帳の抜粋が残っている。家族構成は、新右衛門六〇才、女房四七才、男子与一郎二二才、孫喜市郎四才、男子新九郎一三才、下男四人(二三才、二九才、下女二人(二六才、二九才)の二一人となっている。この時の当主新右衛門は初代宗吾から数えて四代目の新右衛門霜巴である。

伊丹郷は摂津の一在郷町だが、酒造業の繁栄を背景にして、酒造家を中心に、和歌・俳句・狂歌・連歌・漢詩文などの文学が育ったところでもあった。

享保期に伊丹の俳人森本百丸が著した「有岡逸士伝」⁽⁵¹⁾には、寛永期から享保期にいたる伊丹の俳人七七人が紹介されており、そのなかに長舎・長宅・馬桜・久女の俳号がみえる。小西家の人たちである。上記宗門帳に記されている新右衛門(霜巴)は長宅と久女の子、俳号をはじめ長室と号し、のちに馬桜と改めている。小西家の四代当

主として酒造業を営む一方、音曲に、蹴鞠に、俳諧にと文化面においても実力者であったことが記されている。近世を代表する劇作家近松門左衛門(享保九年歿)から、葉屋新右衛門(霜巴)にあてた書簡が小西家に伝えられている。俳諧師芭蕉と並び称される鬼貫(一六六一〜一七三八)も伊丹酒造家に生まれている。伊丹の文学熱は酒造家を中心に、郷町内に浸透していたであろう。このようななかで、筒井又右衛門が文学とは異なるが、筆を手にし「酒造手引草」を記したことはさして異とするには当たらないのかも知れない。

最後に、成稿にあたり森太郎氏・鎌谷親善氏・柚木学氏からご配慮・ご教示をたまわったことを記して深謝いたします。

註

- 1 柚木学監修『伊丹酒造家史料(上・下)』(伊丹史料叢書)、伊丹市立博物館、平成四年。伊丹史酒造家資料調査委員会『小西新右衛門氏文書目録』、同上、平成七年。
- 2 前掲『伊丹酒造家史料(下)』解題、七八一頁以下。
- 3 拙稿「小西新右衛門氏文書目録」解題、前掲『小西新右衛門氏文書目録』。
- 4 伊丹市立博物館所蔵。版元は大坂天満奈良屋松兵衛。本書は「徒然の退屈のぎ且ハ遠国土産もの或ハ病氣御見舞物等」によろしき品とあるが、当時小西がこのようなものに取り上げられている意味で紹介する。
- 5 小西新右衛門氏文書。「家伝大宝丸製法之儀、去ル癸卯(天明三年)春迄年々致調合売来り候処、向四郎右衛門暮し方之少々ハ助にも相成、且家内之仕事も有之□に宜儀ニ付当辰年(天明四年)より向ニ而致調合売出し、右ニ付此方之所持之菓種株四郎右衛門方へ譲り申候」。
- 6 「寅(寛文二年)一六六二之勘定之覚」に、「吉貫五百拾五匁、江戸

二有」、また「四十目神引」とあり、江戸積みするための神崎浜の蔵敷質が記載されている。また前掲『伊丹酒造家史料(上)』三二七頁以下の、延宝四年勘定目録に「江戸三年酒替り之代」や、同七年「江戸より登り申高」などの記載があり、それぞれの銀高が計上されている。これ以前の状況については史料の制約上確認できない。

- 7 拙稿「史料にみる近世伊丹酒造業」『伊丹酒造業と小西家』(小西酒造株式会社、平成五年)二九頁。
- 8 『伊丹市史』四卷(昭和四三年)四一八頁。
- 9 『灘酒沿革誌』(神戸税務監督局、明治四〇年)九一頁。
- 10 前掲『伊丹酒造家史料(上)』六頁以下。
- 11 同右、六頁。注10の正徳五年「酒株之寄帳」に記されている「古株高」による。
- 12 同右、三三二頁以下。
- 13 同右、三三四頁以下。
- 14 同右、一〇八頁以下。
- 15 同右、一一〇頁以下。
- 16 同右、一〇八頁以下。
- 17 同右、一四頁以下。
- 18 同右、六頁以下。
- 19 同右、一三頁以下。
- 20 前掲『伊丹市史』二卷、一一六頁。
- 21 前掲『伊丹酒造家史料(上)』三五七頁。
- 22 同右、四二二頁以下。
- 23 「有岡庄年代秘記」前掲『伊丹市史』四卷、六七一頁以下。伊丹の俳人梶曲卓(一七九八〜一八七四)によって元治二年(一八六五)に著され、当時の古記録や自らの見聞が年代を追って記録されている。拙稿「郷町の火消しの存在形態」『歴史と神戸』三二巻三号(一九九三年)。
- 24 前掲『伊丹酒造家史料(上)』四二二頁。
- 25 同右、四二二頁。

- 26 八木哲浩「伊丹酒造家の大名賞」前掲『伊丹酒造家史料(下)』、七九八頁。
- 27 柚木学「酒造りの歴史」(雄山閣出版、昭和六二年)二四一頁。
- 28 前掲『伊丹酒造家史料(上)』一九四頁。
- 29 同右、二二八頁以下。
- 30 同右、一六〇頁。
- 31 同右、一六〇頁以下。
- 32 前掲『酒造りの歴史』二四八頁。
- 33 前掲『伊丹酒造家史料(上)』一六一頁以下。
- 34 前掲『酒造りの歴史』二七四頁。
- 35 前掲『灘酒沿革誌』一八六頁。
- 36 前掲『酒造りの歴史』三二七頁以下。
- 37 「尼崎大部屋日記之写」『西宮市史』五卷(昭和三七年)二三八頁以下。
- 38 「酒造手引草」(ケンシヨク「食」資料室所蔵)、『酒史研究』本号掲載。
- 39 前掲『伊丹酒造家史料(上)』二八九頁以下。
- 40 同右、二二六頁以下。
- 41 柚木学「近世伊丹酒造業の発展と小西家」前掲『伊丹酒造家史料(下)』七九三頁。
- 42 前掲「酒造手引草」。
- 43 前掲『伊丹酒造家史料(上)』三〇七頁以下。
- 44 江戸店支配人である利右衛門について、年代は不明であるが「摂州伊丹住宅新右衛門出店支配人武兵衛改名利右衛門」と記され、「生国摂州尼ヶ崎」とある(『伊丹酒造家史料(上)』三一四頁)ことなどから、同じ家筋の者の世襲ではないことがわかる。
- 45 前掲『伊丹酒造家史料(上)』三七一頁以下。
- 46 同右、三一三頁以下。
- 47 同右、二六八頁以下、「下り酒問屋仲間永続仕法覚」により作成。
- 48 前掲『伊丹市史』四卷、四五五頁以下。
- 49 前掲『伊丹市史』二卷、一六四頁。
- 50 同右、一七八頁。
- 51 前掲『伊丹市史』四卷、六四一頁以下。
- 52 『伊丹市史』六卷(昭和四五年)三六七頁以下。